

## よくある質問

区分	項目	Q	A
共通	申請	申請書の書き方などの説明会はあるか	申請書の書き方に関する説明会等の予定はございません。 申請書の書き方に関するご相談は、当財団に設置しております和歌山県よろず支援拠点やお近くの商工会、商工会議所をご利用ください。 また、申請書の記載要領をホームページに公開しておりますので、そちらも併せてご利用ください。
共通	申請	同一年度内に同じ補助金を複数回申請することは可能か	システムカイゼン促進支援、販促ツール作成支援ともに各補助金は年度内に1回のみ申請となります。 ただし、申請の結果、採択されなかった場合に、申請内容をブラッシュアップして同年度内に再度申請することは可能です。
共通	補助対象	建設業(工務店)は対象か	本事業の対象とはなりません。 なお、システム導入に関しては、国の「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」において本事業の対象外となっている業種も対象となっておりますのでご確認ください。 「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」については、「IT導入補助金2022」サイト ( <a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a> ) をご覧いただくか、「サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター」0570-666-424にお問い合わせください。 また、ウェブサイト作成については、「小規模事業者持続化補助金」で対応可能な場合があります(ウェブサイト関連費だけの申請は不可の条件あり)ので、日本商工会議所 TEL: 03-6747-4602 にお問い合わせください。
共通	補助対象	農林漁業者(1次産業)は対象か	本事業の対象とはなりません。 なお、システム導入に関しては、国の「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」において本事業の対象外となっている業種も対象となっておりますのでご確認ください。 「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」については、「IT導入補助金2022」サイト ( <a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a> ) をご覧いただくか、「サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター」0570-666-424にお問い合わせください。 また、ウェブサイト作成については、「和歌山県農林水産部 食品流通課 TEL: 073-441-2817 メール: e0717001@pref.wakayama.lg.jp」にお問い合わせ下さい。
販促	補助対象	令和3年度に販促ツール補助金を活用したが、令和4年度の申請は可能か	昨年度、補助金を利用して作成・改良したウェブサイトについて単に機能拡張、デザインの改良等を行う場合、本来であれば昨年度の事業実施時に検討、導入しておくべきものであったと判断されるので、申請はできません。 なお、同一申請者が他の業態の事業等を行っており、昨年度作成・改良したウェブサイトとは別の事業についてウェブサイト構築を行う場合は可能となります。 (例) 飲食サービス業と小売業を行う事業者が、昨年度飲食サービス業のホームページを作成したが、今年度は小売業のホームページを作成したいなど。
販促	補助対象	ウェブサイト改良の場合、サーバー利用料はいつからいつまでの分が対象となるか	既存サイトで利用しているサーバー等を継続使用してサイトの改良を行う場合は対象となりません。 新サイト開設や改良に伴うサーバー移行などを新規契約した場合、交付決定日以降から開設・改良が完了した時点(月)までの分が対象となります。
販促	補助対象	サイト作成後の保守管理費は対象となるか	サイト作成・改良後に継続して必要となる保守管理費については、対象外です。
販促	補助対象	PR動画の作成も補助対象とあるが、展示会等で流すための動画作成も対象となるか	PR動画の作成に係る費用については、当該動画を作成、改良したウェブサイト上に公開することが条件であり、ウェブサイトへの公開を行わずDVD等で納品された動画を展示会で流すためのものとした場合には対象になりません。
販促	補助対象	自社ECサイトの作成・改良と併せて他社大手ECサイトへのバナー広告等掲載費用は対象となるか	ECサイトの作成・改良に伴って、当該自社サイトへのリンクバナーを他社サイトに掲載する費用については、広告費として補助対象期間内に限り対象となります。(年額で計上された場合は補助対象期間内分を按分して算出)
システム	補助対象	令和3年度にシステムカイゼン補助金を活用したが、令和4年度の申請は可能か	昨年度、導入したシステムについて単に機能拡張、追加等を行う場合、本来であれば昨年度の事業実施時に検討、導入しておくべきものであったと判断されるので、申請はできません。 ただし、全く別のシステムを導入する等の場合は、申請は可能です。
システム	補助対象	「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」の対象外という条件があるが、予定しているシステムが該当するかどうか知りたい。	「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」は、登録されたIT導入支援事業者に対し、認定を受けたITツール導入を委託する経費が対象となります。このため、導入するシステムが認定を受けていない、委託予定先がIT導入支援事業者に登録されていない、認定を受けているITツールであるが自社用カスタマイズしたいといった場合は本補助金の対象となります。 「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」については、「IT導入補助金2022」サイト ( <a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a> ) をご覧いただくか、「サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター」0570-666-424にお問い合わせください。
システム	補助対象	「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」で採択されなかった時、こちらの補助金を利用できるか	採択結果に係わらず、「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」の対象となるものは、本補助金の対象とはなりません。